

# みなさまにご協力いただきたいこと

国民保護においても、自然災害の場合と同様に住民の避難や被災者の救助などに際し、みなさまのご協力が不可欠であり、次のようなご協力をお願いします。

## 住民の避難や救援の援助



## 避難に関する訓練への参加



適切な措置を迅速に行うためには、みなさま一人ひとりの情報が重要です

## 消火活動、負傷者の搬送被災者の救助などの援助



## 保健衛生の確保に関する措置の援助 (健康相談所の開設支援など)



動物等の大量死、不審な船や人物等を見かけたら・・・

市役所：62-2111

消防：119番

警察：110番

海上保安庁：118番



みなさまのご協力は任意であり、**強制することはありません。**

みなさまにご協力を要請する場合は、**安全の確保に十分配慮**します。

住民の自主的な防災組織やボランティアによる国民の保護のための活動に対し、**必要な支援**をすることとしています。

救援のための収容施設や医療施設を確保するため、土地や家屋等を使用させていただいたり、食品、医療品などの物資の保管や売り渡しをお願いします。

ご協力をいただいたことにより損失が生じた場合、その**損失を補償**します。

このパンフレットに関するご意見やお問い合わせは・・・

## 袖ヶ浦市 総務部 管財防災課

〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1 1【電話】 0438(62)2111

【電子メール】 sode06@city.sodegaura.chiba.jp

国民保護のしくみに関する詳しい情報は以下のホームページでご覧になれます。

国民保護ポータルサイト(内閣官房) <http://www.kokuminhogo.go.jp/>  
総務省 消防庁 <http://www.fdma.go.jp/>

このパンフレットは袖ヶ浦市国民保護計画、内閣官房、消防庁及び千葉県で作成した冊子等を参考・編集して作成しています。